

令和7年度郵便による一般競争入札実施要領

下記のとおり郵便による一般競争入札を行いますので、参加を希望する方は、必要書類を本要領に従って提出して下さい。

令和7年7月15日

門真市長 宮本 一孝

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 大型量水器購入（φ50×25台他）
- (2) 納入場所 門真市泉町7番23号 門真市環境水道部（泉町浄水場倉庫）
- (3) 概要 次に掲げる大型量水器の購入
 - ア たて型軸流羽根車式水道メーター（フランジ） φ50×25台
 - イ たて型軸流羽根車式水道メーター φ75×7台
 - ウ たて型軸流羽根車式（電子式）水道メーター φ50×4台
 - エ たて型軸流羽根車式（電子式）水道メーター φ75×3台
 - オ たて型軸流羽根車式（電子式）水道メーター φ100×2台
- (4) 納期
 - ア及びイ 契約締結日から令和7年12月19日まで
 - ウ、エ及びオ 契約締結日から令和7年10月17日まで
- (5) その他 予定価格は事後公表とします。なお、最低制限価格は設定しません。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当し、その資格が確認された者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。
- (7) 令和7年度の本市の一般委託・物品等の入札参加資格者として「23-e 量水器」に登録していること。

3 入札参加申請及び入札手続

本入札に参加を希望する者は、以下に指定する日時、場所及び方法で入札の参加に必要な書類を郵送することにより入札参加申請及び入札を行うものとします。

(1) 本入札の参加に係る書類の交付

入札の参加関係書類は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付します。

ア 交付書類

- (ア) 一般競争入札参加申請書（様式A）
- (イ) 仕様書
- (ウ) 入札書（様式1）

- (エ) 内訳書（様式D）
- (オ) 質問・回答書（様式C）
- (カ) 入札参加申請取下書（様式E）
- (キ) 郵便入札開札立会申込書（様式G）
- (ク) 立会人委任状（様式H）
- (ケ) 契約保証金免除申請書（落札者のみ使用）
- (コ) 電子契約意向確認兼メールアドレス届出書（落札者のみ使用）

イ 交付期間及び交付時間

告示の日から令和7年7月29日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ウ 交付場所

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階
門真市環境水道部経営総務課

- (2) 仕様書に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問・回答書（様式C）を使用して、FAX又は電子メールにて質問してください。また、FAX又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。

ア 期間

告示の日から令和7年7月22日（火）まで

送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）の間に行ってください。

イ 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階
門真市環境水道部経営総務課
電話 直通 06（6902）5873
FAX 06（4252）9750
電子メールアドレス sui01@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)

に令和7年7月24日（木）までに随時掲載します。ただし、質問が無い場合は掲載しません。

(3) 提出方法等

入札に参加しようとする者は、次のとおり、提出書類をアに定める方法により次のイに定める郵送期間内に次のウの郵送先へ郵送してください。

ア 郵送方法 一般書留又は簡易書留郵便のいずれかとします。

イ 郵送期間 告示の日から令和7年7月29日（火）（到達期限は同日必着とします。）までとします。郵送期間以外に郵送された提出書類は、いかなる理由があっても受理しません。

ウ 郵送先

〒571-8585

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階
門真市環境水道部経営総務課

エ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加申請書（様式A）

(イ) 入札書（様式1）

(ウ) 内訳書（様式D）

オ 提出方法及び入札方法

提出書類を入れる封筒は原則、以下の規格のとおりとします。

入札書用封筒（以下、「内封筒」という。）の規格は、長形4号（90ミリメートル×205ミリメートル）とし、入札参加関係書類郵送用封筒（以下、「外封筒」という。）の規格は、長形3号（120ミリメートル×235ミリメートル）又は角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）とします。

(ア) 内封筒には、3(3)エの入札書（様式1）及び内訳書（様式D）を入れ、糊^{のり}付けし、当該封筒の表面には入札件名、入札参加者の商号又は名称、代表者職及び氏名を記載し、「開封厳禁」と注意書きし、「入札書在中」と朱書きしたうえで、代表者印により封緘^{かん}・封印してください。なお、入札書郵送用の内封筒記載の件名及び差出人名と同封された入札書の件名及び差出人名が相違する入札は無効となりますので注意してください。

(イ) 外封筒には、3(3)エの一般競争入札参加申請書（様式A）、及び内封筒を入れ、糊^{のり}付けし、3(3)ウの郵送先を記載し、「入札関係書類在中」と朱書き

し、表面に入札件名、開札日、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職
及び氏名を記載し、封緘^{かん}してください。ただし、必要な記載がなされてい
ない場合や必要な書類が同封されていない場合は、参加申請を受理できない
場合があります。

- (ウ) 外封筒により郵送するものとし、3(3)アの郵送方法以外は受理しません。
- (エ) 落札決定に当たっては、入札書(様式1)に記載された金額に当該金額の
100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額としますので、入札参
加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書
に記載してください。
- (オ) 本入札の入札回数は、2回とします。なお、1回の同一案件の入札に複数
の入札書を提出した入札は無効となります。
- (カ) 「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。郵便物の
配達状況は、郵便物の受領書に記載されている引受番号によって、郵便局
への電話又は郵便局ホームページで確認することができます。
- (キ) 郵送された内封筒は、受領後、開札日時まで開封せずに保管します。
- (ク) 資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とします。
- (ケ) 郵送された提出書類は返却しません。

(4) 入札参加資格確認結果について

入札参加資格の確認は、提出された申請書類により審査します。

入札参加資格の確認結果については、入札参加資格を認めた者の数が13(1)イ
に 指 定 す る 数 に 達 し た か の み を 本 市 ホ ム ペ ー ジ
(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) に公表し、入札参加資格を認めなかつ
た申請者には、理由を付してFAX又は電子メールにより、個別に別途通知す
るものとします。

なお、本公表及び通知を行うことで、入札参加資格を認めた者に対する資格
確認結果通知に代えるものとし、入札参加資格を認めた者及び入札参加資格を
認めなかった者の数並びに商号又は名称については、公表しません。

ア 公表日時 令和7年7月31日(木)

イ 開札日までに入札に参加する資格を失ったときは、その入札参加者の入札は

開札しません。

ウ 参加資格確認の結果、資格を認めた者が1者に満たない場合は入札参加資格確認結果は公表しません。

4 入札保証金

門真市契約に関する規則（昭和39年規則第7号）第7条第3号の規定により免除します。

5 入札参加申請の取下げ

入札書類を郵送後に入札参加申請を取り下げる場合は、開札日時までに入札参加申請取下書（様式E）を持参又は郵送により3(3)ウまで提出してください。郵送が開札日時までに間に合わない場合は、開札日時までにFAX又は電子メールにて送信の上、後日原本を郵送して下さい。

なお、入札参加申請を取り下げることなく、郵送した入札書及び積算内訳書のみを書換え、引換え又は撤回することはできません。

6 開札の執行

(1) 本入札の開札は、次に指定する日時、場所において、立会人又は当該入札事務に関係のない市の職員を1人以上立ち合わせたうえで執行します。

ア 日時

令和7年8月5日（火）午前11時

イ 場所

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階 入札室

(2) 立会人の選任

立会人の選任は、入札参加者で以下のアの期間内に、郵便入札開札立会申込書（様式G）を電子メール又はFAXにより送信した者の中から、受信順に2者まで選任します。

ア 立会人申込の期間

3(4)アのときから令和7年8月1日（金）まで

送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）の間に行ってください。

イ 立会人申込書の送付先

15に同じ

ウ 入札を行った本人以外の者が立ち会おうとするときは、開札会に立会人委任状（様式H）を持参して提出するものとします。

エ 選任された立会人に対しては、原則、電話により連絡するものとします。

(3) 落札者の決定

ア 本入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者又は地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。

イ 最低額の同額入札が2者以上になった場合、くじにより落札者を決定するものとします。

7 入札結果等の公表

(1) 落札決定の結果通知は、落札者に対してのみ行うものとし、その他の入札参加者に対しては、次のとおり公表します。

ア 公表場所

門真市中町1番1号 門真市役所 別館1階

門真市情報コーナー

イ その他

本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）にも、速やかに掲載します。

(2) 再度入札

開札の結果、第1回目の入札において、各者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無いときは、直ちに入札参加者にFAX又はメールにより通知を行い、1回を限度とし、再度入札を次のとおり行います。

ア 郵送方法 3(3)ア(一般書留又は簡易書留郵便のいずれかとします。)に同じ。

イ 郵送到着期限

令和7年8月12日（火）（到達期限は同日必着とします。）までとします。郵送期間以外に郵送された提出書類は、いかなる理由があっても受理しません。

ウ 郵送先 3(3)ウに同じ

エ 提出書類

(ア) 入札書（様式1）

(イ) 内訳書（様式D）

オ 提出方法

7(2)エの提出書類を内封筒(3(3)オの(ア)の記載事項に加えて入札参加者の住所を追記すること。)に入れて郵送することとし、3(3)アの郵送方法以外は受理しません。

その他の提出方法は3(3)オの(ア)、(エ)、(カ)から(サ)までに同じ。

カ 開札の執行

(ア) 日時 令和7年8月15日（金）午前11時

(イ) 場所 6(1)イに同じ

キ 立会人

(ア) 立会人申込期間

再度入札を行う旨の通知日時から令和7年8月14日（木）まで

送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）の間に行ってください。

(イ) 立会人申込書の送付方法等 6(2)イからエに同じ

ク 落札者の決定 6(3)に同じ

ケ 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することはできません。

(ア) 8(1)から(4)までの規定に基づき無効とされた入札をした者

(イ) 8(15)の規定により無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの

(ウ) 最低制限価格を設定した場合において最低制限価格を下回った入札をした者

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

(1) 参加する資格を有しない者がした入札

(2) 委任状を添付しない代理人がした入札

(3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を提出しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く）のした入札

(4) 入札に際して談合等、不正行為を行ったと認められる入札

- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不明瞭な入札（¥マーク記載抜け含む）
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (8) 内訳書の提出を求めた場合であって、提出された内訳書に記載された額と異なる価格でした入札又は内訳書の各項目に0円で記載した入札
- (9) 内訳書等必要とする書類を添付しない入札
- (10) 予定価格又は最低制限価格を設定した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (11) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出した入札
- (12) 入札書郵送用の内封筒に件名、商号もしくは名称及び差出人名が記載されていない又はそれらの記載が不明瞭で確認できない入札
- (13) 入札書郵送用の内封筒記載の件名及び差出人名と同封された入札書の件名及び差出人名が相違する入札
- (14) 再度入札において、指定の方法以外で提出された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。

なお、契約の締結は、原則、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行います。落札者の意向確認を得た上で、電子契約を希望する場合は3(1)ア(ㇿ)電子契約意向確認兼メールアドレス届出書の提出を求めます。

- (2) 落札者は、落札後速やかに本契約の締結の申出をしなければなりません。

10 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の5に相当する額以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

11 支払条件 検収払

12 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができます。

13 入札の延期又は中止

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本入札を中止します。

ア 入札参加申請者が1に満たない場合

イ 入札の参加資格の事前審査の結果、入札の参加を認めた者の数が1に満たない場合

ウ 市長が特に本入札について中止の必要があると認める場合、その他特別の事情がある場合

(2) 大規模災害の発生等による郵便事故等により入札書類が届かない場合、その他特別の事情がある場合は郵送期日又は開札日を延期することがあります。

14 その他

(1) 入札参加者は、本件入札の告示又は実施要領、「門真市郵便入札実施要領」及び「門真市郵便入札の手順」のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。

(2) 本入札に関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。

(3) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。

(4) 元請負人、下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告してください。

(5) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むようにしてください。

(6) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処してください。

(7) 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

15 問合せ先

〒571-8585

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市環境水道部経営総務課

電話 直通 06 (6902) 5873

F A X 06 (4252) 9750

電子メールアドレス sui01@city.kadoma.osaka.jp